区議会のしくみ

区民と区議会、執行機関の関係

区議会は、２月、６月、９月、11月の年４回開く定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。招集はいずれも区長が行います。

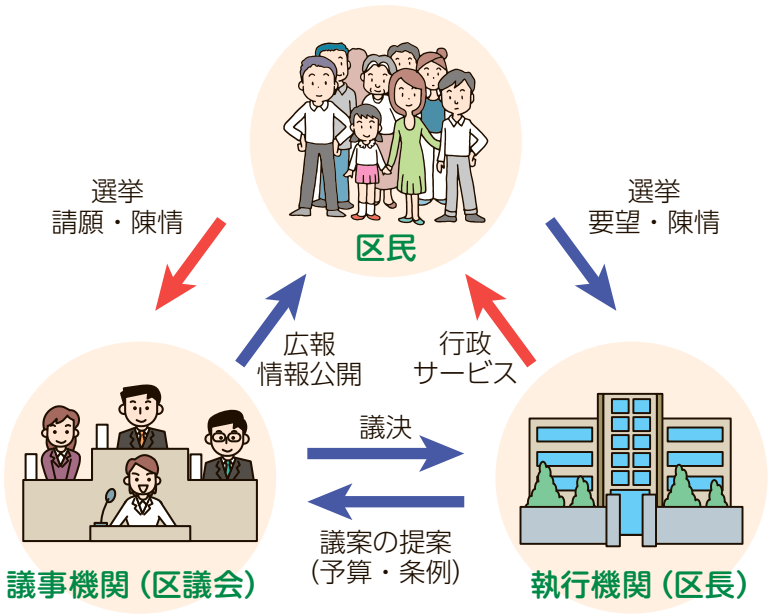

区民から選ばれた議員により議案等を審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

区長が区民生活向上のための政策案（議案）を提出します。

●本会議

区議会の最終的な意見を決めるとともに、区政についての一般質問も行います。

●委員会

議案や請願・陳情等は、内容も広い分野にわたっています。部門に分けて専門的・能率的に審査するため、委員会を置いています。

（今年度の各委員会の構成は４面のとおり）

●議員協議会

本会議の事前説明、事前調整等が必要であり、議員全員で構成されています。

請願・陳情はいつでもどなたでも提出することができます

請願及び陳情は、区政への要望を区議会に提出することができる制度です。請願は紹介議員を必要とし、陳情は必要としないという違いがありますが、豊島区議会では同じ扱いをしています。

随時受け付けておりますが、各定例会初日の３日前（休日を除く）の午後５時までに提出された請願・陳情につきましては、その定例会中に審議されます。

詳しい日程は、「広報としま」や区議会ホームページ「トップページ」でお知らせします。

●提出方法

請願（陳情）の内容を文書にして、区議会事務局に提出してください。郵送での提出は可ですが、ファクス、メール等では受け付けておりません。

●請願の意見陳述

請願の趣旨を明確にするため、請願者本人が希望し、審査する委員会が認めた時に、その委員会において、意見陳述を行うことができます。

○○○○○○○○についての請願（陳情）

令和○○年○○月○○日　①提出年月日

紹介議員　○○○○　○○○○　○○○○

※1名以上の議員の署名又は記名押印（陳情には必要ありません。）　②紹介議員の署名 ※請願のみ

請願（陳情）者

（2名以上で提出する際は署名簿を添えてください。）

住所
団体名
氏名（署名又は記名押印）
電話番号

③請願（陳情）者の署名または記名押印
※法人の場合は、代表者の署名または記名押印
④請願（陳情）者の住所
※法人の場合は代表者の住所
⑤連絡先の電話番号

豊島区議会議長　○　○　○　○　あて

請願（陳情）の趣旨

○○○○○○○○